

平成 23 年 6 月

会員各位

社団法人 日本生殖医学会
理事長 吉村 泰典

社団法人日本生殖医学会
年会費納入のお願いと留意事項について

拝啓 初夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日、平成 23 年度（2011 年）年会費請求書を送付させていただきましたので、年会費を納入いただきますようお願い申し上げます。また、過年度の年会費不足分がある会員におかれましては、併せて納入いただきますよう、お願いいたします。

なお、生殖医学会では現在、一般社団法人に移行する事務手続を進めております。その一環として、会費納入を反映した会員管理が求められますので、会費の納入と会員資格については、今後下記のように進めさせていただくことになります。会費納入にあたりご留意下さいますようご連絡申し上げます。

1. 年会費納入に際しましては、ほとんどの会員は問題なく納入いただいておりますが、一部の会員におかれましては、これまでも定期的に納入のお願いをさせていただいているにもかかわらず、長期にわたる会費未納（本会からは連絡がつかなくなり、請求書を送ることもできない方を含みます）となっている会員が存在します。このような会員につきましては、上記の一般社団法人への移行に伴い、平成 23 年度第 1 回通常総会にて定款第 10 条に則し、会員資格を継続していただくのは難しくなりました。その旨、ご了承をお願い申し上げます。

2. 会費納入を完了することが代議員選挙の選挙権・被選挙権に大きく関わります。会費未納の場合には、会員の重要な権利である選挙権・被選挙権が行使できなくなりますので、今一度ご認識いただきますようお願い申し上げます。

本会といたしましては、今後とも会費納入の円滑化に努めるとともに、会費を納めていただく会員の皆様方へのサービスの利便性をこれまで以上に図れるよう努力して参る所存です。会員管理の明確化と会計業務の安定化が一般社団法人化への重要な事項となることをご推察賜り、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、会員おひとりおひとりのご理解とご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

<参考>

「社団法人日本生殖医学会定款」より抜粋

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費を 2 年以上滞納したとき

2 会員を除名する場合は、理事会及び総会で議決する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。
(資格の喪失)

第 11 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または会員である法人が解散したとき
- (3) 除名されたとき